

第 7 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 6 年 1 2 月 2 3 日 (月)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年12月23日(月) 午後4時00分 から 4時25分

2. 開催場所 せたな町健康センター 総合検診室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	5番	西	川		譲
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(1人)

4番 大羽孝志

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
第7	議案第5号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林和仁
農地係長	松林功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第7回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございました。

今年も残すところ、わずかとなりました。

そして、本日大変な吹雪の中、今年最後の総会ということです。わたくしの精進が悪いと、この間誰かが言ってございました。そんなことはないと思うのですが、、総会の後には忘年会も予定されております。荒れた天気なので、「早く帰れ」ということでしょうか。とはいえ、時間が許す限り忘年会を楽しみたいと思っております。

会長

本日の総会は、議案第5号までございます。

慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたします。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長

ありがとうございました。

本日、4番大羽委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、12番渥美委員、13番大口委員を指名いたします。この指名は、第7回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当）】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当）」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当）。
農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和6年12月23日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。
番号14番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計6筆、現況地目は全て田、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約の申出は、貸主の[REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、借主と売買するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第1号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長 「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。

令和 6 年 12 月 23 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

番号 17 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、現況地目は全て田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借でございます。期間につきましては、2024 年 12 月 23 日から 2034 年 12 月 22 日までの 10 年間となっております。申請の理由につきましては、農地を借り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 6 年 12 月 23 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。

番号 136 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、

〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、
 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、
 〇〇、〇〇の計 28 筆（内 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 4 筆は筆界未定地）、面積が
 合わせまして 〇〇〇〇㎡、利用目的は水田、こちらも賃貸借でございまして、
 期間につきましては、2024 年 12 月 23 日から 2027 年 12 月 22 日までの 3 年
 間、単価が 〇〇〇〇円、賃貸価格が 〇〇〇〇円、継続でございます。

番号 137 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせて[REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年12月23日から2029年12月22日までの5年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、継続でございます。

番号 138 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます。期間につきましては、2024年12月23日から2027年12月22日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

番号 139 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年12月23日から2027年12月22日までの3年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

番号 140 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2024年12月23日から2027年12月22日までの3年間、継続でございます。

番号 141 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、

事務局

■■■■■、■■■■■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計6筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては使用貸借でございます。期間につきましては、2024年12月23日から2029年12月22日までの5年間、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
ここで、確認事項がございますので、暫時休憩いたします。

(休憩、約30秒間)

議長

休憩をときます。
ここで、若干訂正がございます。訂正箇所を事務局よりお願いします。

事務局

はい。番号136番の筆界未定地の欄。面積が■■■■■㎡とありますが、こちらは誤りでございまして、■■■■■㎡に訂正お願いいたします。

議長

では、議案第3号について質疑ございませんか。

議長

はい、松崎委員。

松崎委員

番号141番の■■■■■さんで、公簿と現況が牧場ということですが、どのような状況なのでしょう。

事務局

はい。「牧場」というのは少々難しいのですが。例えば、1筆の中に採草地、放牧地、牛舎が混在しているような土地が「牧場」ということになります。実際、農地台帳も「牧場」ということになっております。上手く説明できないのですが。

松崎委員

はい、わかりました。

議長

他に、議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について。

農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。

また、北海道農業公社から要請のとおり許可申請された場合、即日告知できるものとする。

令和 6 年 12 月 23 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

こちらの議案「農用地利用集積等促進計画案について」は、今までなかった議案ですので、簡単に制度の説明をいたします。

事務局

これまで、地権者と耕作者が直接相対で賃貸をする、本日の議案第 3 号にもありました「農用地利用集積計画」が用いられてきました。

また、当町では前例がありませんが、中間管理機構が地権者から借りて、耕作者に分配する「農用地利用分配計画」の 2 つに分かれておりました。それが、去年の令和 5 年度から「農用地利用集積等促進計画」に統合一体化されました。

「農用地利用集積等促進計画」は、来年 3 月までの 2 年間経過措置があることから、令和 7 年 3 月までは「農用地利用集積計画」も活用可能です。

令和 7 年 3 月 31 日に、皆さんにもご参加いただきました「地域計画」が公告される予定となっており、令和 7 年 4 月 1 日以降は「農用地利用集積等促進計画」の 1 本となります。説明は以上です。

事務局

それでは、資料 12 ページをご覧ください。

番号 1 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

利用権設定等に係る土地につきましては、の計 2 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 1 月 26 日から 2034 年 9 月 26 日までの 10 年間、新規でございまして。

こちらにつきましては、令和 6 年 9 月 27 日の第 4 回総会で議決されました「遊休農地解消緊急対策事業」によって、さんから公社が借りている土地でございまして。

事務局

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございまして。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 土地現況証明願について】

議長 「日程第7 議案第5号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案7ページをご覧ください。
議案第5号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和6年12月23日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料14ページをご覧ください。
番号25番。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、面積が[REDACTED]㎡、公簿地目は全て畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては[REDACTED]が宅地、[REDACTED]、[REDACTED]が原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

2024年12月4日に小島代理、金谷委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、15、16ページの図1、2のとおりでございます。

事務局 番号26番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、公簿地目は田、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

数年前の大雨被害で土砂が流入し、使用不可であると[REDACTED]さんより小島代理に相談がございました。

2024年12月4日に小島代理、金谷委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、17ページの図3のとおりでございます。

議長 はい。説明が終わりました。

議長

議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第7回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 1 月 24 日

会議録署名委員

12 番

渥美 志成

13 番

大口 寧

議長

原田 喜博